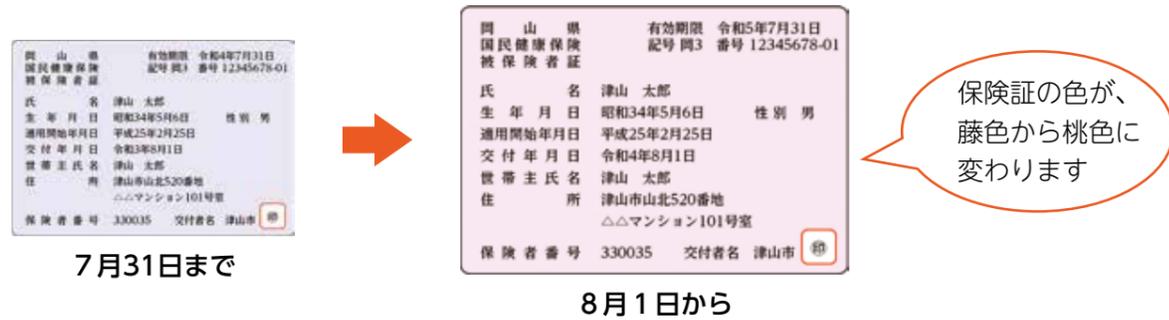


国民健康保険被保険者証（保険証）の更新

新しい保険証または保険証兼高齢受給者証は、7月下旬に世帯ごとに送付します。



保険証の再交付について

保険証を紛失した場合、再交付できます。

持ってくるもの ①申請者の顔写真付きの身分証明書（運転免許証など）②世帯主の印鑑（世帯主以外が手続きする場合のみ。スタンプ印不可）

申請先 医療保険課または各支所・出張所（郵送可）

※申請書は市ホームページから印刷できます



臓器提供の意思表示欄について

保険証の裏面に、臓器提供の意思の有無などを記入できます（意思表示欄への記入は任意）。

臓器移植について詳しくは…
日本臓器移植ネットワーク
☎0120-78-1069



先月から就職し、会社の保険証を持っているのに、国保の保険証が届きました。なぜですか？

会社など他の健康保険（社会保険）に加入したときは、国保をやめる届出が必要です。

医療保険課または各支所・出張所の窓口で手続きしてください。

持ってくるもの ①会社の保険証②国保の保険証③世帯主の印鑑（世帯主以外が手続きする場合のみ。スタンプ印不可）

外来・入院時の限度額適用認定証などの更新

高額な医療費が掛かる場合、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を国保の保険証と一緒に医療機関などの窓口で提示すると、同じ月内に同じ医療機関で支払う額が、所得などで決められた自己負担額までになります。

現在発行している認定証の有効期限は、7月31日です。認定証の更新には申請が必要です。

対象 次の認定証を持っていて、更新を希望する人

- 限度額適用認定証（薄緑色）
- 標準負担額減額認定証（黄土色）
- 限度額適用・標準負担額減額認定証（黄土色）

申請開始日 8月1日(月)

持ってくるもの ①国保の保険証②世帯主の印鑑（世帯主以外が手続きする場合のみ。スタンプ印不可）

※有効期限を過ぎた認定証は、細かく破るなど個人の責任で処分するか、医療保険課または各支所・出張所の窓口に戻却してください（郵送可）

国民健康保険 保険料の納付・保険証などの更新

☎708-8501 津山市山北520医療保険課（市役所1階9番窓口） ☎32-2071、各支所・出張所

納入通知書を発送します

国民健康保険（国保）の保険料の納入通知書を7月中旬に発送します。金額や納付方法は、納入通知書をご確認ください。

金融機関や市役所の窓口以外で支払いできますか？

納付書で納付する

コンビニ納付

全国のコンビニエンスストアで、支払うことができます。

スマートフォン決済アプリ

納付書のバーコードをアプリで読み込むと、キャッシュレス決済ができます。

利用できるアプリ

PayPay、LINEPay、PayB、支払秘書

詳しくは、市ホームページをご覧ください



口座振替に切り替える

口座振替にすることで、納め忘れを防ぐことができます。

納税課、医療保険課、各支所・出張所または預貯金口座のある金融機関の窓口で手続きしてください。通帳と通帳に使用している印鑑が必要です。

いつ支払えばいいですか？

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付書・口座振替	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年金天引き	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—

※口座振替日は月末です（12月は26日。月末が土曜日・日曜日・祝日の場合、翌営業日）

国保に加入していない世帯主あてに納入通知書が届くのはなぜですか？

保険料の納付義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に国保に加入中の人がいる場合、通知書は世帯主あてに届きます。通知書に加入者を記載しています。

CHECK! 未就学児均等割額の軽減措置が始まりました

国保に加入している未就学児（6歳になった後、最初の3月31日までの間にある人）の均等割額の2分の1を減額します。すでに低所得世帯の軽減措置の対象になっている場合は、軽減後の均等割額をさらに2分の1減額します。

例) 7割軽減世帯の未就学児の均等割額

